

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第59号）

1 請求対象文書（諮問案件第87号）

第12回（平成17年度）いしかわ景観大賞決定に関する一式文書

2 担当課（所） 土木部都市計画課

3 審査請求等の経緯

- (1) H18. 2. 16 公開請求 (4) H18. 6. 12 諮問
 (2) H18. 3. 2 一部公開決定 (5) H21. 2. 4 答申
 (3) H18. 5. 8 異議申立て

4 諮問に係る審査会の判断結果

(1) 結論

一部公開決定において非公開とした部分のうち、次の部分を公開すべきである。

- ア 第12回いしかわ景観大賞応募一覧の全て
 イ 第12回いしかわ景観大賞第1次選考審査用紙の全て
 ウ 第12回いしかわ景観大賞候補の紹介（全27件）第1次選考のうち、応募番号27の応募写真及び現況写真を除く部分
 エ 第12回いしかわ景観大賞第2次選考候補一覧の全て

(2) 判断要旨

非公開部分	該当条項	審査会の判断	
		判断結果	判断要旨
石川県景観審議会議事要旨のうち個別の評価に関する部分	条例第7条第3号	非公開	個別の評価については、委員個人の見識に基づく自由な意見の表明であり、全候補に言及するものではなく、また、全てが客観的かつ公平な意見ではないことも考えられるため、これが公開されると事業者の社会的評価が低下するおそれや否定できず、非公開は妥当である。
第12回いしかわ景観大賞第1次選考集計結果のうち番号、景観の名称、所在地	条例第7条第3号	非公開	各候補の評価が点数で示されており、これが公開されると、景観大賞の選考基準である景観や地域活性化への貢献に関して当該事業者等が不当に低く評価され、正当な利益を損なうおそれがあると考えられるので、非公開は妥当である。
第12回いしかわ景観大賞応募一覧のうち景観の名称、所在地	条例第7条第3号	公開	候補の名称と大字までの住所を記した所在地が記載されているが、これを公開しても、第2次選考の候補とならなかったことが周知されるに過ぎず、当該候補の正当な利益を害するおそれがあるとまでは言えないので、非公開情報に該当せず、公開すべきである。
第12回いしかわ景観大賞第1次選考審査用紙のうち景観の名称、所在地	条例第7条第3号	公開	候補の名称と大字までの住所を記した所在地が記載されているが、これを公開しても、第2次選考の候補とならなかったことが周知されるに過ぎず、当該候補の正当な利益を害するおそれがあるとまでは言えないので、非公開情報に該当せず、公開すべきである。

第 12 回いしかわ 景観大賞候補の紹介 (全 27 件) 第 1 次選考	条例第 7 条 第 3 号	一部公開	<p>応募番号、名称、所在地、推薦理由、応募写真及び現況写真が掲載されており、第 2 次選考の候補となったものを含め全て非公開としているが、第 2 次選考候補 11 件については、既に公開されているので、非公開とする理由はない。</p> <p>また、第 2 次選考の候補とならなかったものについても、前述のとおり、その番号、名称、所在地は非公開とする理由はないと考えられ、推薦理由についても正当な利益を害するおそれはないと考えられるので、公開すべきである。</p> <p>ただし、応募番号 27 の個人の居宅に係る応募写真及び現況写真については、条例第 7 条第 2 号に規定する、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報に該当するので、非公開とすべきである。</p>
第 12 回いしかわ 景観大賞第 2 次選 考集計結果のうち 景観大賞受賞候補 以外の各候補の番 号及び景観の名称	条例第 7 条 第 3 号	非公開	<p>各候補の評価が点数で示されており、これが公開されると、景観大賞の選考基準である景観や地域活性化への貢献に関して当該事業者等が不当に低く評価され、正当な利益を損なうおそれがあると考えられるので、非公開は妥当である</p>
第 12 回いしかわ 景観大賞第 2 次選 考候補一覧のうち 景観大賞及び景観 賞受賞候補以外の 各候補の所有者、 設計者及び施工者 の名称又は氏名	条例第 7 条 第 3 号	公開	<p>個別の評価とは関連付けられていないため、これを公開しても、当該事業者等の正当な利益を害するとはまでは言えないので、非公開情報に該当せず、公開すべきである。</p>
第 12 回いしかわ 景観大賞アンケート 結果のうち主な 意見	条例第 7 条 第 3 号	非公開	<p>アンケート結果の主な意見については、県民の方々が自己の感想を述べたものであるが、全候補に言及するものではなく、また、全てが客観的かつ公平な意見ではないことも考えられるため、これが公開されると事業者の社会的評価が低下するおそれは否定できず、非公開は妥当である。</p>
第 12 回いしかわ 景観大賞アンケート 結果のうち番 号、名称	条例第 7 条 第 3 号	非公開	<p>各候補の評価が点数で示されており、これが公開されると、景観大賞の選考基準である景観や地域活性化への貢献に関して当該事業者等が不当に低く評価され、正当な利益を損なうおそれがあると考えられるので、非公開は妥当である。</p>
石川県景観審議会 議事要旨のうち委 員の氏名	条例第 7 条 第 5 号	非公開	<p>各委員の発言内容が公開されると、低い評価をされた候補の関係者等が、低い評価をした委員に対して不服や批判を向けることが予想され、このことを懸念して、委員の発言が形式的となり、自由な議論や意思決定の中立性が脅かされるおそれがあることは否定できないので、非公開は妥当である。</p>

(別 紙)
答申第59号

答 申 書

平成21年2月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別記1に掲げる公文書につき非公開とした部分のうち別記2に掲げる部分は公開すべきであるが、その余の部分について非公開とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成18年2月16日に、次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

第12回（平成17年度）いしかわ景観大賞決定に関する一式文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に対応するものとして、次の公文書（以下「本件公文書」という。）を特定した上で、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、公開しない部分及び公開しない理由を次のとおり付して、平成18年3月2日に異議申立人に通知した。

(1) 本件公文書

第29回石川県景観審議会の開催結果について（以下「本件公文書1」という。）

第30回石川県景観審議会の開催結果について（以下「本件公文書2」という。）

(2) 公開しない部分

ア 審議会議事録（決定通知書のまま。公文書の表題は「審議会議事要旨」と表記。以下同じ。）のうち委員の氏名

イ 審議会議事録のうち各候補の個別の評価に関する部分（ただし、受賞者の受賞理由に関わる部分は除く。）

ウ 集計結果における景観の名称及び所在地（ただし、第2次選考におけるいしかわ景観大賞受賞の名称は除く。）

エ 第1次選考候補の景観の名称及び所在地並びに紹介内容

オ 受賞者以外の各候補の設計者等の名称又は氏名

カ アンケート結果における各候補の名称及び主な意見

※ ウ及びカでは、外に各候補の「番号」も非公開とされている。

(3) 公開しない理由

ア (2) のア

条例第7条第5号に該当

公にすることにより、今後当審議会で同様な選考が行われる場合において、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

イ (2) のイないしか

条例第7条第3号に該当

公にすることにより、当該法人等又は当該個人の社会的信用、評価を害するおそれがある。

3 異議申立て

異議申立人は、平成18年5月8日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成18年6月12日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、全部公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審議会議事録における委員の氏名が非公開であることは、審査の透明性や選考基準等からみて不当である。

審議会委員は、その専門性や見識等から判断して委嘱されていると思われ、諮問された内容に対して意見を述べるのが職務であり、委員氏名の公表によってその意見が左右されたり、率直な意見表明が妨げられることはない。

また、条例等には、審議の公開・非公開の条件は付されておらず、委員は、自己の発言が公文書として記録され、後日公開されることも十分認識しているはずであり、非公開とする理由はない。

- (2) 受賞者以外の各候補の評価が非公開であることは、審査の透明性や選考基準等からみて不当であり、これを公表することで、なんら当該法人等の社会的信用を害するとはいえない。
- (3) 受賞者以外の各候補の名称等が非公開であることは、公募そのものの透明性に疑いをもたらすもので、これを公表することで、なんら当該法人等の社会的信用を害するとはいえない。
- (4) 第1次選考候補の景観の名称及び所在地並びに紹介内容の公表は、なんら当該法人等の社会的信用を害するとはいえない。
- (5) 受賞者以外の各候補の設計者等の名称又は氏名の公表は、なんら当該法人等の社会的信用、評価を害するとはいえない。
- (6) アンケート結果における各候補の名称及び主な意見は、なんら当該法人等の社会的信用、評価を害するとはいえない。
- (7) 実施機関が、各候補の名称や評価を公表すると、「社会的信用、評価を害する」と主張するのであれば、具体的な根拠を明示するべきである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書及び当審査会における意見陳述から総合すると、おおむね次のとおりである。

(1) 景観に係る情報公開の考え方について

景観法（平成16年法律第110号、平成17年6月1日全面施行）の基本理念の中で「良好な景観は、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。」と規定されるなど、良好な景観が有する価値は法律上保護に値するものとして認められている。

このような法律上保護に値する景観の価値を享受する者の利益にかんがみ、景観に係る情報の公開に当たっては、慎重に判断することが必要である。

(2) 条例第7条第3号（事業活動情報）の該当性について

条例第7条第3号本文は、これを公にすることで、法人等及び事業を営む個人（以下「事業者」という。）の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報が記録された公文書は公開しないことを定めたものである。

受賞者以外の候補には低い評価及び採点のものもあり、景観大賞が周辺の景観や地域の活性化への寄与などを選考基準としていることから、景観に関する低い評価は、事業者の地域社会への貢献度の低評価にもつながり、ひいては社会的評価の低下にもつながると考えられ、事業者のイメージダウンに直結するといつて過言ではない。

受賞しなかった事業者の施設名が公開されると、これらの社会的評価が低いとの印象を与え、当該事業者の社会的信用と評価を低下させるおそれがある。

そのようなことから、別記1のとおり、受賞者以外の候補について、議事要旨での個別の評価に関する部分及びアンケート結果の主な意見を非公開とし、さらに、受賞しなかった候補を特定することができる情報である、各集計・選考段階での景観の名称及び所在地、並びにアンケート結果の各候補の番号及び名称を非公開としたものである。

また、「第2次選考候補一覧」において、受賞しなかった候補の所有者、設計者及び施工者の名称又は氏名についても、これが公にされると事業者の社会的信用と評価を低下させるおそれがあることから、非公開とした。

なお、候補の中には、事業者自身が応募する自薦のものと他薦のものがあるが、他薦の中には第1次審査の時点では、必ずしも当該施設の所有者等に確認あるいは情報公開に対する合意を得ていないものもあり、公開を前提としない情報である。

また、公開を前提とした場合、低い評価がなされることを恐れて応募をためらうなど、募集における弊害も予想され、そのことは自薦他薦を問わず広く県民から公募している趣旨にもそぐわない。

(3) 条例第7条第5号（審議、検討又は協議に関する情報）の該当性について

条例第7条第5号は、これを公にすることで、今後の審議、検討又は協議の際の自由な意見交換や公正な意思決定が妨げられ、その中立性が損なわれるおそれのある情報が記録された公文書は公開しないことを定めたものである。

景観審議会の景観大賞の選考過程においては、各委員が、応募のあった候補について、個人としての評価を率直に主張し議論している。

したがって、委員の氏名と発言内容が公開されると、今後の審議会で同様な選考が行われる場合において、委員が不当な圧力や干渉を受けることを懸念し、自由に意見を表明することをちゅうちょする可能性が考えられる。

このため、審議会議事録のうち委員の氏名については、条例第7条第5号に該当すると考え、非公開とした。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公文書の性格等について

平成17年度いしかわ景観大賞の決定に関する公文書である。

3 条例第7条第3号の該当性について

本号本文は、事業者の事業活動その他の正当な利益を尊重し、保護するため、これを公開することにより、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報が記録された公文書は、公開しないことを定めた規定である。

ここで、「競争上の地位」を害するおそれのある情報とは、経営上のノウハウに関する情報や経営方針等の内部管理情報で、公にすることで、事業活動が損なわれるおそれのある情報であり、「その他の正当な利益」を害するおそれがある情報とは、公にすることにより、事業者の社会的評価等が損なわれると認められる情報である。

実施機関は、本件処分のうち、本号に該当するとして非公開とした部分について、景観に関して低い評価を受けた事業者の社会的評価が低下するなど、正当な利益を害するおそれがあり、これが公にされると、今後の事業活動に支障をきたすと判断したと述べているので、この点について検討する。

- (1) 景観審議会議事要旨における個別の評価に関する部分については、委員個人の見識に基づく自由な意見の表明であり、景観大賞アンケート結果における主な意見については、県民の方々が自己の感想を述べたものであるが、全候補に言及するものではなく、また、全てが客観的かつ公平な意見とまでは言えないことも考えられるため、これが公開されることによって事業者の社会的評価が低下するおそれは否定できず、本号本文に該当すると考えられるので、非公開は妥当である。
- (2) 各選考段階の集計結果及びアンケート結果は、各候補の評価が点数で示されており、これが公開されると、景観大賞の選考基準である景観や地域活性化への貢献に関して当該事業者等が不当に低く評価され、正当な利益を損なうおそれがあると考えられるので、これを非公開とした決定は理由がある。
- (3) 第1次選考における「応募一覧」及び「審査用紙」は、候補の名称と大字までの住所を記した所在地が、応募順に番号を付して記載されているもので、これを公開しても、第2次選考の候補とならなかったことが周知されるに過ぎず、個別の評価を示すものではないので、当該候補の正当な利益を害するおそれがあるとまでは言えない。

(4) 第1次選考における「候補の紹介」は、応募番号、名称、所在地、推薦理由、応募写真及び現況写真が掲載されており、実施機関は、第2次選考の候補となったものを含め全て非公開としているが、第2次選考候補11件については、本件公文書2に含まれており、既に公開されているので、非公開とする理由はない。

また、第2次選考対象とならなかった候補についても、先に述べたとおり、その番号、名称、所在地は非公開とする理由はないと考えられ、推薦理由についても正当な利益を害するおそれはないと考えられるので、公開すべきである。

ただし、応募番号27の個人の居宅に係る応募写真及び現況写真については、条例第7条第2号に規定する、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報に該当するので、非公開とすべきである。

なお、実施機関は、本号の該当性の説明の中で、「第1次候補のうち他薦のものについては、所有者等に公開の了承を得ていないものもあり、公開を前提としない情報である」と述べているが、本号の趣旨は、前述のとおり、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報を非公開とするものであり、公開の了承を得ていないことをもってこれに該当するとはいえない。

しかしながら、公開にあたっては、必要に応じて条例第14条第1項の規定に基づく第三者の保護に関する手続きを採ることを考慮して行うべきである。

(5) 第2次選考候補一覧については、受賞候補以外の各候補の所有者、設計者及び施工者の名称が非公開となっているが、個別の評価とは関連付けられていないため、これを公開しても、当該事業者等の正当な利益を害するとまでは言えないので、公開すべきである。

なお、第2次選考候補一覧には、個人情報に該当する情報はないと考えられる。

以上のことから、実施機関が非公開とした部分のうち、別記2に掲げる箇所を公開すべきである。

4 条例第7条第5号の該当性について

実施機関は、議事要旨における委員の氏名について、これを公開すると今後の審議において率直な意見の表明や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあり、条例第7条第5号に該当するとして非公開としているので、この点について検討する。

いしかわ景観大賞は、第1次選考では、各委員が持ち点から候補に得点を与え、その合計点が高いものを第2次選考候補として選定し、第2次選考でも、各委員が持ち点から候補に得点を与え、得点の高い候補を中心に、いしかわ景観大賞1点及び景観賞数点を選定するものである。

このような「総合点数方式」による評価方法は、各候補の景観に対する貢献度等を各委員が評価し数値化して、それを総合することによって公平な評価を行おうとするものである。このような評価方法の適切な運用を図るためには、各委員が、自己の知見に基づき、自由かつつな議論を行い、それぞれの発言を参照しながら、評価を行うことが前提となるものである。

そこで、議事録における各委員の発言内容が公開されると、低い評価をされた候補の関係者等が、低い評価をした委員に対して不服や批判を向けることが予想され、このことを

懸念して、各委員の発言が形式的となり、自由な議論や意思決定の中立性が脅かされるおそれがあることは否定できない。

したがって、議事要旨における委員の氏名は、同号に該当すると考えられ、これを非公開とした本件処分は不合理ではない。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

なお、当審査会の鴨野会長は、審査会の了解を得て本諮問案件の審議を回避した。

別記 1

本件公文書		非公開部分	該当号
本 件 公 文 書 1	第 29 回石川県景観審議会議事要旨	委員の氏名	第 5 号
		個別の評価に関する部分	第 3 号
	第 12 回いしかわ景観大賞第 1 次選考集計結果	番号、景観の名称、所在地	
	第 12 回いしかわ景観大賞応募一覧	景観の名称、所在地	
	第 12 回いしかわ景観大賞第 1 次選考審査用紙	景観の名称、所在地	
本 件 公 文 書 2	第 30 回石川県景観審議会議事要旨	委員の氏名	第 5 号
		個別の評価に関する部分	第 3 号
	第 12 回いしかわ景観大賞第 2 次選考集計結果	景観大賞受賞候補以外の各候補の番号及び景観の名称	
	第 12 回いしかわ景観大賞第 2 次選考候補一覧	景観大賞及び景観賞受賞候補以外の各候補の所有者、設計者及び施工者の名称又は氏名	
	第 12 回いしかわ景観大賞アンケート結果	番号、名称及び主な意見	

別記 2

本件公文書		公開すべき部分
本件公文書 1	第 12 回いしかわ景観大賞応募一覧	全て
	第 12 回いしかわ景観大賞第 1 次選考審査用紙	全て
	第 12 回いしかわ景観大賞の紹介 (全 27 件) 第 1 次選考	応募番号 27 の応募写真 及び現況写真を除く部分
本件公文書 2	第 12 回いしかわ景観大賞第 2 次選考候補一覧	全て

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 18 年 6 月 12 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 8 7 号)
平成 18 年 7 月 13 日	○実施機関（土木部都市計画課）から理由説明書を受理した。
平成 18 年 8 月 22 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 20 年 7 月 31 日 (第 164 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 20 年 8 月 28 日 (第 165 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 20 年 10 月 9 日 (第回審査会)	○実施機関職員から意見聴取を行った。
平成 20 年 11 月 10 日 (第 168 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 20 年 11 月 27 日 (第 169 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 20 年 12 月 22 日 (第 170 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 21 年 1 月 19 日 (第 171 回審査会)	○事案の審議を行った。